

報告事項2（周知・報告）

令和5年度（令和5年9月1日以降同年12月31日まで）における
教職員の懲戒処分の状況について

教育長が専決した標記状況について、別紙のとおり報告する。

令和6年1月22日

<参考>

地方公務員法

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

令和5年度における教職員の懲戒処分の状況について

1 報告期間

令和5年9月1日から同年12月31日まで

2 概 要

期間中、15件（19名）の懲戒処分を行った。※ [] 内は前年同期の数

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
高等学校	2 [2]	2 [0]	3 [6]	2 [2]	9 [10]
支援学校	0 [1]	0 [1]	0 [1]	1 [0]	1 [3]
中学校	1 [1]	0 [2]	5 [1]	0 [0]	6 [4]
小学校	0 [0]	0 [0]	2 [1]	1 [0]	3 [1]
合 計	3 [4]	2 [3]	10 [9]	4 [2]	19 [18]

行為態様別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
一般服務関係	2 [0]	1 [1]	8 [3]	2 [1]	13 [5]
公金公物関係	0 [0]	0 [1]	1 [4]	0 [0]	1 [5]
公務外非行関係	1 [4]	1 [1]	1 [0]	0 [1]	3 [6]
交通法規違反等	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
管理監督責任	0 [0]	0 [0]	0 [2]	2 [0]	2 [2]
合 計	3 [4]	2 [3]	10 [9]	4 [2]	19 [18]

(1) 一般服務関係…11件（13名）

①欠勤…1件（1名）

- ・ 府立支援学校 男性講師（23歳）『戒告』

講師は、令和5年4月から8月末までの間において、事前に申請することなく勤務を休み、事後に申請しようとした際に、休暇の残日数が足りず、合計2日1時間40分の欠勤が生じた。

[管理監督責任]

准校長（51歳） 嚴重注意
教 頭（44歳） 嚴重注意

②職務専念義務違反…1件（1名）

- ・ 南河内郡町村立中学校 男性首席（42歳）『減給1月』

平成30年4月から令和3年9月までの間、勤務時間中に学校周辺や校舎内の更衣室で計472回、39時間15分喫煙を行った。また、平成31年4月から令和2年3月までの間、管理職や他校の教員に対して不適切な言動を行った。

[管理監督責任]

校長（53歳） 厳重注意

③生徒へのわいせつ行為等…1件（1名）

- ・ 府立高等学校 男性教諭（50歳）『免職』

教諭は、前任校で勤務した平成29年夏頃から平成30年3月頃にかけて、好意を持った同校の女子生徒1名とキスやハグをする、身体を触る等の行為を行った。

また、平成30年4月に現任校へ異動後、令和2年3月頃までの間にかけて、同生徒と私的に会ってみだらな行為を行った。

④生徒へのセクシュアル・ハラスメント…2件（2名）

- ・ 府立高等学校 男性教諭（60歳）『免職』

教諭は、令和3年度及び令和4年度において、少なくとも9名の女子生徒に対し、授業中などに身体的接触などのセクシュアルハラスメント行為を日常的、複数回にわたって行った。

また、その後、職務命令に反し、被害生徒や保護者に電話やメールを繰り返すなど不適切な言動等を行った。

[管理監督責任]

准校長（42歳） 厳重注意

元准校長（60歳） 訓告

- ・ 府立高等学校 男性教諭（38歳）『停職3月』

令和2年度から令和3年度にかけて、部活動指導中や授業中に、複数の部員や生徒に対し、不適切な発言や行為を行った。また、令和4年4月から12月までの間、女子生徒6名に対し、少なくとも7回、教室で身体的接触などセクシュアルハラスメント行為を行った。

[管理監督責任]

校長（64歳） 厳重注意

前教頭（59歳） 戒告

前教頭（53歳） 戒告

⑤生徒への不適切な言動…1件（1名）

- ・ 府立高等学校 男性教諭（34歳）『減給1月』

令和3年8月から令和5年7月までの間、勤務校の女子生徒1名と、勤務時間中を含めて、SNSで私的なやり取りを合計499回、通話を約1時間30分行ったほか、校内で複数回にわたり私的にプレゼントや手紙を渡しあうなどの不適切な行為を行った。

[管理監督責任]

校 長（59歳） 訓告

⑥生徒への体罰… 1件（1名）

- ・ 市立小学校 男性教諭（40歳）『減給1月』

校外活動の活動中、小学5年生の男子児童に対し、児童の左肩の服を掴んで自分の後方へ投げ倒す、また、倒れた児童の服を掴んで引っ張り上げる体罰を行った。

[管理監督責任]

校 長（60歳） 厳重注意

教 頭（44歳） 訓 戒

⑦いじめ事案への不適切な対応… 1件（2名）

- ・ 市立中学校 男性教諭（29歳）『減給6月』
市立中学校 男性校長（50歳）『減給1月』

教諭は、生徒らの前で、いじめを助長する発言をしたほか、自身もいじめ被害を受ける生徒の臀部を複数回蹴った。また、その後に事実を告げず虚偽の説明をした。

校長は、教諭からの説明を受け、詳細な事実確認を怠るなど不適切な対応を行った。

⑧営利企業従事制限違反等… 1件（1名）

- ・ 市立小学校 男性教諭（35歳）『減給3月』

インターネット上での私的なライブ配信活動において、令和2年11月から令和3年1月までの3か月間、事前に許可を得ることなく、視聴者から収益対象アイテム（投げ銭）を受け、合計約9万円の金銭的利益を得た。また、同配信時、視聴者に対し不適切な言動を行った。

⑨守秘義務違反… 1件（1名）

- ・ 市立中学校 男性教諭（40歳）『減給3月』

令和4年6月頃から7月にかけて、生徒指導に係る書類を写真に撮り、既に退職した元同僚教員に対してLINEで送信した。また、勤務時間中に複数回にわたり、当該の元同僚教員とLINEで私的なやりとりを行った。

⑩倫理規定違反等… 1件（2名）

- ・ 市立中学校 男性教頭（45歳）『減給6月』
市立小学校 男性首席（42歳）『戒 告』

教頭は、平成28年から令和3年にかけて、合計6回、利害関係者と一緒

に食事やゴルフに行く、無料送迎を受ける等行った。また、令和2年度教科書採択期間中、調査員にもかかわらず非公式で利害関係者と接触を行い、採択の公正性を害した。さらに、平成29年度から令和3年度にかけて、虚偽の出張申請を行い、旅費を不正受給した。

首席は、令和元年度の小学校教科書採択の期間中、調査員の立場で利害関係者と会食を行い、その費用約9千円の提供を受けた。

(2) 公金公物関係…1件(1名)

①通勤手当の不正受給…1件(1名)

- ・ 府立高等学校 男性教諭(47歳)『減給1月』

令和4年5月から令和5年6月の1年2か月間、公共交通機関を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、認定外の自動車や徒歩で通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

また、自動車を利用したにもかかわらず、公共交通機関を利用したとして、虚偽の出張申請を計6回行った。

(3) 公務外非行関係…3件(3名)

①遺失物横領…1件(1名)

- ・ 府立高等学校 男性教諭(39歳)『減給3月』

令和5年8月、大阪市内の商業施設内で、ワイヤレスイヤホンが落ちているのを見つけて拾い、その後約3週間、届出を行うことなく所持し、紛失届を受けていた警察から任意同行を求められ事情聴取を受けた。

②児童買春…1件(1名)

- ・ 市立中学校 男性教諭(31歳)『免職』

令和4年12月から令和5年5月にかけて、計6回、SNSで知り合った女子高校生に対し、現金を渡して児童買春を行った。

③盗撮…1件(1名)

- ・ 府立高等学校 男性教諭(29歳)『停職6月』

令和5年10月28日、JR大阪駅構内の上りエスカレータで、自分の前にいた女性のスカート内に自身のスマートフォンを差し入れ、動画で盗撮を行った。

3 府教委の主な取組み

- 令和4年度に盗撮、児童買春、児童に対するわいせつ行為等の事案が多数生じたことを踏まえ、府立学校校長・准校長及び希望する市町村立学校の校長を対象に、令和5年10月25日から同年11月30日までの期間、「不祥事防止に関する研修会」をWeb形式で実施し、講師の心理士より不祥事に係る心理的背景や心理的アプローチの方法など、不祥事につながる行動を抑止するための方法等について講義を行った。

- 令和5年12月、府立学校校長・准校長及び市町村教育委員会教育長あて、わいせつ行為、ハラスメント、体罰等の不祥事の根絶に向けて、「教職員の綱紀の保持について（通達・通知）」を発出した。
通達には、直近に発生した懲戒処分事例（概要、発覚の経緯、動機、処分内容）を添付し、事例毎に「チェック項目」を設け、研修等での活用を指示した。
また、性犯罪・性暴力等について、令和5年6月の刑法改正、法律・条例等での禁止行為や罰則等、懲戒処分等の対象になる場合の例示を示し、教職員一人ひとりが、不祥事を他人事とせず、自分自身の意識や行動を見つめなおし、自覚ある行動をとることが必要であると明記し自律を求めた。

- あわせて、必携資料「不祥事『0（ゼロ）』に向けて」を送付し、「懲戒処分とその影響」についての一覧を掲載するとともに、懲戒処分によって、給与面や期末手当に影響が及ぶことや、教員免許状が失効する場合もあることについて示し、教職員への注意喚起を促した。

